

加西市いじめ防止基本方針 概要

第1 いじめの防止等のための対策に関する基本理念

- ◇ いじめの防止等のための対策は、いじめほどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものであるという認識を持ち、すべての児童生徒が安心して日常生活が送れるように、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ◇ いじめの防止等のための対策は、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれらを放置することがないようにするため、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨として行われなければならない。
- ◇ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、家庭、地域その他の関係者の連携のもと、市民総がかりでいじめの問題の克服を目指して行われなければならない。

第2 いじめの問題に関する基本的な考え方

1 いじめの理解

「いじめ」とは、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ア どの子どもにもどの学校でも起こり得る
- イ 人権侵害であり、人として決して許されない
- ウ 大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい
- エ 加害、被害が入れ替わり起こり得る
- オ 繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険を生じさせる
- カ 態様により暴行等の刑罰法規に抵触する
- キ 傍観者から仲裁者への転換が重要

2 いじめの状況

- ・ 遊びや生活の中での「ふざけ」や「いじわる」、「からかい」などからいじめに至る。
- ・ きっかけが遊びの延長線上にあることが多いために、周囲がいじめだと気づきにくい。
- ・ 掲示板サイトへの不適切な書き込みや、コミュニケーションアプリを使用したトラブルの発生。
- ・ 近年は小学生のトラブルも数件あり、低年齢化が進むことが危惧される。

3 いじめの問題の克服に向けた基本的な方向

- ・ 教育委員会が、市長部局や加西警察署等の関係機関と緊密な連携を図りながら、学校と一体となって取り組む。
 - ・ 学校・家庭・地域が連携し、それぞれの役割を果たすことで、児童生徒一人ひとりの人間的成長を促す。
 - ・ 学校においては、教育活動全体を通じて取り組む。
- (1) 自分で考え、判断し、行動できる人間に児童生徒を育てる。
 - (2) 児童生徒どうしの心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする。
 - (3) いじめの問題に組織的に取り組む。
 - (4) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める。

第3 いじめの防止等に関する施策や取組

1 推進体制

(1) 市の推進体制

- ・ 「加西市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等の対策を推進する。
- ・ 必要な財源上の措置その他必要な措置を講ずる。
- ・ 学校・家庭・地域やその他関係機関・団体と一体となった取組を推進する。

(2) 教育委員会の推進体制

- ・ 「いじめ対応加西市ネットワーク会議（いじめ問題対策連絡協議会）」の設置
 - ① 市における相談機関の対応機能についての共通理解
 - ② 学校への協力体制の確認
 - ③ 学校におけるいじめの問題への対応についての具体的な協議 等

※ ネットワーク会議の構成員より実務者会議を編成し、基本方針に基づくいじめ防止に向けた施策についての実務と検証を担う。

(3) 学校の推進体制

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定と検証

イ いじめ対応チームの設置

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
 - ② いじめの防止対策のための年間計画の作成・実施
 - ③ いじめに関する児童生徒、保護者及び地域に対する意識啓発
 - ④ いじめの相談・通報窓口としての役割とその周知
 - ⑤ いじめの情報や問題行動等に係る情報の収集と記録
 - ⑥ いじめの情報やいじめが疑われる情報があった時の迅速な対応
 - ⑦ いじめ防止等についてPDCAサイクルによる検証・改善 等
- ウ 学校評価・教員評価の改善

2 未然防止

(1) 市の推進体制

ア 連携教育の推進

- ・ 小中学校における学習指導連携の推進支援
- ・ 小中、小小学校における生徒指導連携の推進
- ・ 発達支援ファイル及び個別の指導計画の活用と支援 等

イ 教育相談体制の充実

- ・ 総合教育センターに相談窓口を開設

ウ 確かな学力の定着

- ・ 各学校にスクールアシスタント、ヤングアドバイザーを配置

エ 教員研修等の充実

- ・ いじめの問題に関する研修やネットトラブル防止のための研修等を実施
- ・ いじめ関連教材（図書）等の充実

オ 道徳教育の充実

カ 人権教育、人権啓発の推進

キ 体験活動の推進・支援

- ・ 「トライやる・ウィーク」推進委員会の開催と活動支援
- ・ 環境学習及び自然学校推進連絡協議会の開催と活動支援
- ・ 小中学校と加西特別支援学校との交流及び共同学習の支援 等

ク 関係機関・関係団体との連携

- ・ 市長部局や関係機関との連携を推進
学校・警察・総合教育センター連絡会、ネットワーク会議、不登校連絡会等
- ・ 健全育成関係団体と連携した活動の推進
補導活動、子ども見守り隊活動、「加西市ネット見守り隊」活動、家庭教育研修会の開催等

ケ 啓発活動

- ・ いじめ防止標語やポスターの募集
- ・ 青少年健全育成関係団体によるいじめ防止キャンペーン
- ・ 「加西市ネット見守り隊」合同研修会の開催 等

(2) 学校の推進体制

ア 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

イ 互いに認めあい、支えあい、助けあう仲間づくり

- ・ 良好な人間関係の構築と、いじめを生まない学級の基盤づくり

ウ 児童生徒や学級の状況の把握

- ・ 多くの目で児童生徒を見守る組織の体制整備
- ・ 配慮を要する児童生徒の教職員間や校種間、学校間で適切な引き継ぎの実施

エ 校内研修の充実

オ 家庭・地域との連携

3 早期発見

(1) 教職員の対応能力の向上

- ・ カウンセリングマインド研修や生徒指導研修など、教師力の向上に向けた研修の充実

(2) 日常的な実態把握

- ・ 生活ノートや日記指導、定期的なアンケート調査、チェックリストによる観察、面談等の実施

(3) 相談窓口の整備

- ・ いじめに関わる相談・通報窓口の周知と児童生徒や保護者が相談しやすい環境の整備

4 早期対応

(1) いじめへの組織的対応

- ・ いじめ対応チームを招集し、対応について協議し方針を決定する。
- ・ いじめを受けた児童生徒、いじめを知らせた児童生徒の安全確保と登下校、昼休み等の見守りを強化する。
- ・ 正確な実態把握と指導方針、役割分担を明確にし、連携協力して児童生徒、保護者に対応する。
- ・ 教育委員会、関係機関との連携。

(2) いじめを受けている児童生徒及び保護者への支援

- ・ いじめを受けている児童生徒を守る。
- ・ 心配や不安を取り除き、解決への希望や自分に対する自信を持たせる。
- ・ 保護者には、その日の内に面談し、事実関係を伝える。
- ・ 児童生徒及びその保護者には適時、適切な方法で経過報告をする。
- ・ 状況に応じて、臨床心理士による児童生徒、保護者の心のケアを行う。

(3) いじめを行っている児童生徒への指導及び保護者への助言

- ・ いじめを行っている児童生徒から、気持ちや状況を十分聴き取る。
- ・ 人間的成長につながる毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・ いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させる。
- ・ 保護者には、早急に面談し、事実関係や相手の児童生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有する。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携による措置も含め対応する。

(4) 周囲の児童生徒への指導

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として、毅然とした指導を行う。
- ・ 集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。
- ・ 「傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」への転換を促す。

(5) 教育委員会との連携

- ・ いじめを把握した場合には、速やかに教育委員会（総合教育センター）へ報告し、指導助言等による支援のもと、組織的に対応し、迅速に問題の解決に当たる。
- ・ 必要に応じて、県教育委員会へスクールカウンセラー・スーパーバイザー、学校支援チーム等の支援を要請する。
- ・ 生徒指導担当指導主事や総合教育センター相談員（警察OB）の派遣をし、支援を行う。
- ・ 学校が県教育委員会に学校支援チーム（教員・警察官経験者、スクールソーシャルワーカー、精神科医）等の派遣を依頼した場合は、それらとの連携を図り早期解決に努めるなど、必要に応じて関係機関への支援要請を行う。

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

(学校)

- ・ インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握
- ・ 情報モラルに関する教職員の指導力の向上
- ・ 警察等関係機関と連携した指導
- ・ 児童生徒、保護者への啓発
- ・ 情報発信の配慮や、有益なツールとして活用する態度の育成
- ・ 保護者会等で携帯電話等の使用に関する学校のルールの共有

インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、教育委員会（総合教育センター）に報告をし、対応を協議する。書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の専門的な機関と連携して対応していく。

(教育委員会)

- ・ 教職員や保護者、地域関係者に対し、「加西市ネット見守り隊」合同研修会等の開催
- ・ ネット監視行動の推進
- ・ 最新の状況についての情報収集と学校等への情報提供

- ・ 学校や関係機関と連携した迅速な対応

6 家庭や地域との連携

(学校)

- ・ いじめの実態や指導方針について、情報交換、協議の場の設定と、保護者研修会や学校だより等により啓発(教育委員会)
- ・ P T C A事業や子ども見守り活動、保護者会、地域の会合等を活用した、いじめに関する学校の取組や教育活動の広報・啓発

7 関係機関との連携

(1) 学校と教育委員会、関係機関との連携

- ・ 学校・警察・総合教育センター連絡会での情報共有
- ・ ネットワーク会議での、いじめの防止等の対策における関係機関、学校、青少年健全育成関係団体等の連携促進
- ・ 暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触 … 総合教育センターや加西警察署生活安全課に相談
背景に、保護者の養育状況等の家庭の要因が考えられる場合 … 地域福祉課や民生児童委員等の協力

(2) 学校間の連携協力

- ・ 校種間の連絡会での児童生徒などの情報や、いじめに対する学校の指導体制、指導内容を共有する。
- ・ 学校・警察・総合教育センター連絡会やネットワーク会議等で、学校間の連携協力体制を推進する。

第4 重大事態への対処

1 学校の設置者または学校による調査

教育委員会または学校が、しっかりと事実に向きあうことで、当該事態に対処し、同種の事態の発生防止を図るために調査する。

- I 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- II 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- (1) 教育委員会または学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施
- (2) 委員は専門的知識及び経験を有する第三者で構成し、調査の公平性・中立性を確保
- (3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供
- (4) 学校は教育委員会を通じて市長へ事態発生及び調査結果を報告

2 再調査及び結果を踏まえた措置

(1) 再調査

- ・ 調査結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、市において特別委員を委嘱し、学校に関する「教育委員会または学校による調査」の結果について再調査
- ・ 委員は専門的知識及び経験を有する第三者で構成し、調査の公平性・中立性を確保
- ・ 市長はいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供

(2) 再調査の結果を踏まえた措置

- ・ 市長による再調査の結果の市議会への報告と市長・教育委員会による必要な措置

第5 いじめの防止等の検証及び見直し

1 実施状況の報告

この基本方針に基づくいじめ防止等の対策については、ネットワーク会議に毎年度実施状況を報告した上で、必要な見直しを行う。

2 総合的な検証

この基本方針については、概ね3年後を目途にネットワーク会議において総合的な検証を行い、その結果に基づき、必要な見直しを行う。